

神戸医療産業都市ロゴマーク使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸医療産業都市ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別記のとおりとする。

(使用の許諾)

第3条 ロゴマークの使用を希望する者は、本要綱の内容を承諾したうえで、ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を事前に神戸医療産業都市推進機構（以下、「機構」という。）に提出し、使用を開始する前までに許諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の手続き無くロゴマークを使用することができる。

- (1)国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき
- (2)報道機関が報道のために使用するとき
- (3)個人的に又は家庭内など限られた範囲内において使用するとき
- (4)その他本機構が認めるとき

(完成物件の提出)

第4条 ロゴマーク使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の禁止)

第5条 第3条に基づきロゴマークの使用を許諾された者（以下、「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1)神戸医療産業都市に関する取り組みの信用及び品位を害すると認められるとき又はそのおそれがあるとき
 - (2)法令及び公序良俗に反すると認められるとき又はそのおそれがあるとき
 - (3)特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を機構が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき
 - (4)自己の商標とする等、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき
 - (5)その他、機構が使用を不適切と認めるとき
- 2 機構は、ロゴマーク使用申請書の内容が虚偽である場合及び前項の各号に該当すると認めるときは、使用者に対しその使用の中止や完成物件の回収を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された用途のみに使用すること
- (2)使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと
- (3)色調、縦横比、形状は別記に従うものとする
- (4)ロゴマークを使用した商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(損害の補償)

第8条 機構は、ロゴマークの使用によって発生した使用者の損害等については一切の責を負わない。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

【別記】

1. ロゴマークは下図の通りとする。
2. ロゴマークは、基本形を使用すること。ただし、モノクロ、反転（白抜き）については、機構が必要と認めた場合に限り、使用可能とする。
3. ロゴマークのカラー指定は変更しないこと。
4. ロゴマークの拡大縮小については、縦横の比率を変更できない。

(基本形)



カラー指定
C : 100%
M : 70%

(モノクロ)



カラー指定
K : 100%

(反転（白抜き）)



※背景色は申請時に要相談

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 御中

使用者

(法人名) _____

(申請責任者) _____ (印)

(住所) _____

神戸医療産業都市ロゴマーク使用申請書

神戸医療産業都市ロゴマークを使用したいので、下記の通り申請します。

記

1. 使用するロゴマーク
2. 使用する目的
3. 使用する主体及び活動等の概要
4. 使用する期間
5. 連絡先（担当者氏名、電話番号）